

事務所だより4月

2023(R5)

Vo.157

I 「高齢者雇用対策ラボ」公開

人生100年時代といわれる中、働き続けたいと考える高齢者は多く、政府は、65歳までの雇用確保の義務、70歳までの就業確保の努力義務を課すなど、これを後押ししています。そのようななかで、企業としては「高齢の従業員にどう働いてもらうのか」を、真剣に考える必要があります。そんな中、厚生労働省は高齢者雇用対策の情報サイト「高齢者雇用対策ラボ」を公開しました。このサイトの内容についてご紹介します。

◆「高齢者雇用対策ラボ」とは？

「高齢者雇用対策ラボ」には、事業主に課されている義務や努力義務、相談支援や仕事のあっせんサービス、助成制度など、高齢者本人のみならず、企業や自治体にとっても役立つ情報が掲載されています。高齢者雇用に関心のある企業にとっては、推進事例等を公表している「70歳雇用事例サイト」（（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構）とあわせて、情報収集に使うことができそうです。高齢者雇用には、働き手確保というメリットがある一方で、負担を減らしつつ、意欲を引き出すような賃金や仕事内容をいかに設定するのか、働き方への要望にどの程度応じるのか、若手やミドル層とのバランス調整や、加齢に伴う変化を意識した労働災害対策などの気を付けておきたいポイントもあります。これらのサイトを活用して高齢者が働きやすい体制づくりを進めていきましょう。

【厚生労働省】 <https://www.kourei-koyou.mhlw.go.jp/>

【（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構】

<https://www.elder.jeed.go.jp>



変更になります



連載コラムNo. 29

知っておきたい「NISA」のこと

国民の資産形成のために投資を推奨している、国が始めた「NISA」制度。数年ごとにルールや制度が新しくなってきましたが、2024年には「新NISA」となって生まれ変わります。今回は「NISA」の概要についてご紹介します。

◆現行NISAと新NISA

現在NISAには①一般NISA②つみたてNISA③ジュニアNISAの3種類があり、種類ごとに投資できる商品が異なります。また、NISAには①投資利益が非課税②投資枠や非課税期間は種類ごとに異なる③ロールオーバーで非課税期間が延長可能 という3つの特徴があります。しかし、この形でのNISAは今年度で終了し、2024年度からは「新NISA」という新たな形になります。旧NISAでは新規に商品を購入できなくなりますが、非課税期間が終了するまでは非課税で運用することは可能です（つみたてNISAは20年、一般NISAは5年、ジュニアNISAは20歳になるまで）。新NISAになることで投資可能期間が恒久化され、非課税保有期間も無期限となり、非課税保有限度額は1800万円までになります。また、つみたて投資枠と、成長投資枠の併用が可能になります。（2つの違いは投資できる商品が異なる点です。）2023年までに現行NISA（つみたてNISA・一般NISA）で投資した分は、この累計1800万円とは別枠で非課税枠をそのまま利用してよいことになっています。新NISAでの非課税保有期間と非課税保有限度額の変更により、これまで叶わなかった短期間での運用が可能となり、50代以降の方たちの利用も期待できます。

II 障害者雇用の段階的引き上げへ

厚生労働省より、障害者雇用率を段階的に引き上げる方針について資料が公表されました。引き上げの内容と、企業への支援についてご紹介します。

◆令和5年度からの障害者雇用率の設定等について

43.5人以上の従業員を雇用している民間企業において令和5年度からの障害者雇用率は、2.7%となります。ただし、雇入れに係る計画的な対応が可能となるよう、令和5年度は2.3%で据え置き、令和6年度から2.5%、令和8年度から2.7%と段階的に引き上げます。企業への支援としては、先の臨時国会で成立した障害者雇用促進法に基づき、令和6年4月から、雇入れに必要な一連の雇用管理に対する相談援助の助成金が創設される予定です。特に、中小企業や除外率設定業種（障害者の就業が難しいとされている業種）には、助成金の上乗せ等を行うことや既存助成金の拡充により、支援を行うことを通じて雇入れや定着支援の充実等を検討していきます（詳細は今後決定）。これにあわせて、特に短い労働時間（週10～20時間）で働く重度の身体障害者・知的障害者・精神障害者の実雇用率への算定が可能となります。この他、障害者雇用へのノウハウが不足している障害者雇用ゼロ企業等に対し、ハローワークが、地域障害者職業センター等の関係機関と連携し、採用の準備段階から採用後の職場定着まで一貫したチーム支援等を実施することなど障害者の雇入れ支援等の一層の強化を図っていきます。

令和5年4月分から雇用保険料率

| | |
|-------|-----------|
| 一般の事業 | 15.5/1000 |
| 農林水産 | 17.5/1000 |
| 建設の事業 | 18.5/1000 |

令和5年3月分から健保協会京都支部

| | |
|--------|--------|
| 健康保険料 | 10.09% |
| 介護保険料率 | 1.82% |



桜事務所LINE公式アカウント

お友達登録して
スタンプ送ってください!!

トークお気軽になんでもお問い合わせください

